

あべつみ 阿部哲己 市議会・活動報告

令和5年
10月23日
第14号

今回は、9月定例会及び2年間の足跡を主に報告いたします。

9月定例会（9月1日～9月22日）

令和4年度一般会計決算を認定しました。

歳入総額150億367万円、歳出総額142億2,679万円、**実質単年度収支額は3億1,568万円の黒字**でした。

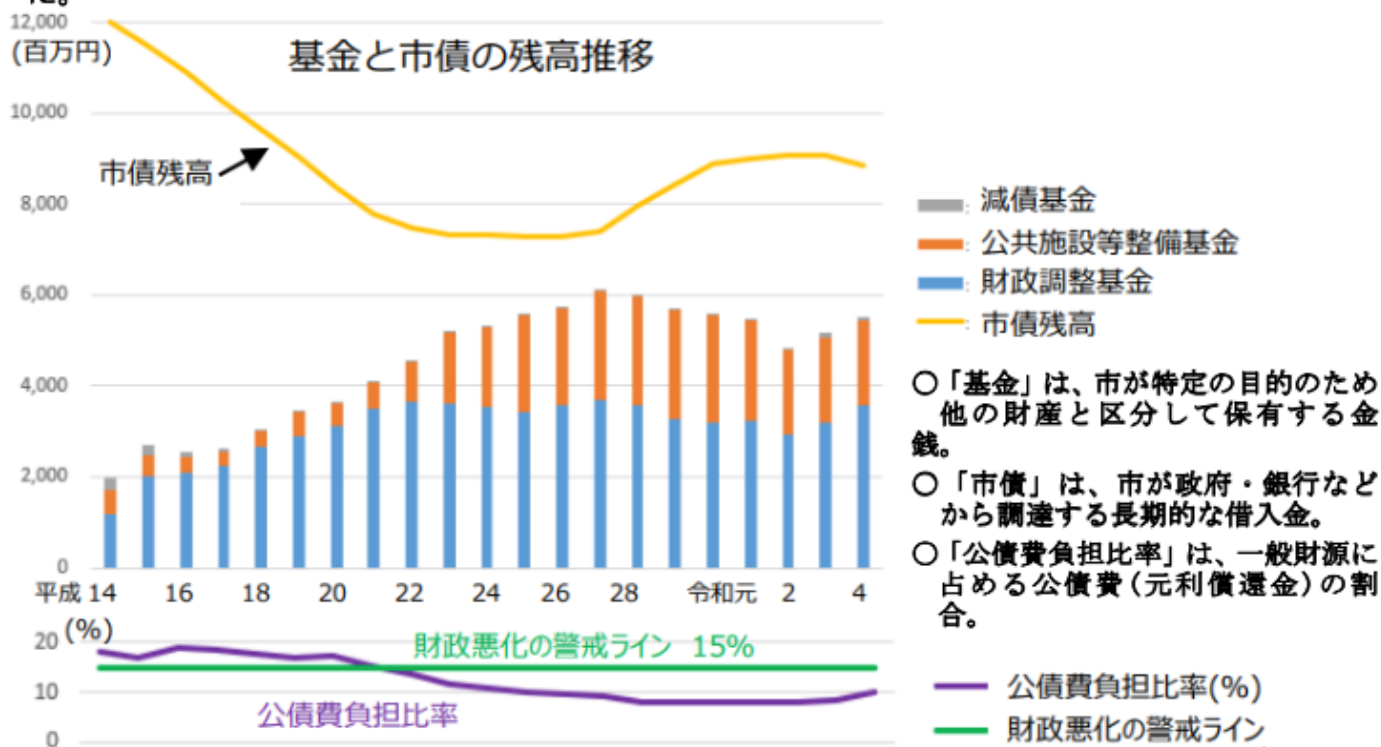
1に近いほど財源力があるといわれる**財政力指数は0.351**で前年度(0.353)よりわずかに低下しました。

数値が低いほど財政構造の弾力性があるといわれる**経常収支比率は92.3%**で、前年度(89.1%)より3.2ポイント増加しました。

また、一般的に15%が財政悪化の警戒ラインといわれる**公債費負担比率は前年度より1.7%増加し9.9%**となりました。



えびの市が保有している基金の約3/4を占める、財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金の3つの基金残高と、市債残高について過去約20年の推移を下のグラフにまとめました。



3つの基金残高合計は前年度より3億6,651万円増加し、55億2,533万円となり、市債残高は前年度より2億2,086万円減少し、88億5,733万円となりました。

えびの市は住民サービスの充実と健全な財政運営のバランスが、現時点では取れている状態だと認識しています。しかし、公債費負担比率が10%近くに増加するなど不安な点もあります。

財政運営の健全さが今後も損なわれることの無いよう、今後の推移を注視してまいります。



令和5年9月定例会での主な質問項目は次の4項目でした。

- 1 水道水の安定供給について（2:40～24:15）
- 2 特定空家等の審議について（24:15～53:55）
- 3 大規模風力発電所の建設計画について（55:30～1:07:10）
- 4 運転寿命延伸について（1:07:10～1:11:45）

1 水道水の安定供給について

えびの市水道は、熊本県境の又五郎谷を流れる川の表流水を水源とする柿木原浄水場と、地下約160mからくみ上げる深層地下水を利用した山内浄水場の、それぞれの計画1日最大給水量は7,460 m³と1,540 m³で合計9,000 m³で県の認可を受けてあります。使用量の実績として1日平均配水量は令和4年が6,358 m³です。本市水道は必要な給水能力を十分確保できています。

しかし、又五郎谷からの導水管は急峻な山岳地帯を通っているようで、大規模な土砂崩れなどで、例として導水管が40mにわたり破損した場合の影響をお尋ねしました。

[水道課長答弁概要]

全体の約9割の配水ができなくなる。発注による復旧資材調達では2～3週間程度要するため、復旧には1ヶ月程度必要だと見込まれる。しかし本市が締結している災害協定を活用し、短縮が可能だと考えている。また、大規模断水が発生した場合には、県内各水道事業者から給水車や職員の派遣をいただき、給水地点での給水を行う。[終]

給水所で市民の皆さんが水を受け取ることは、ご苦労が大変大きいと予想されます。

飲食用として1日1人当たり3リットル必要とされており、洗面用や食器を洗う生活用水を含め1日1人当たり10リットルが必要な場合、4人暮らしの場合は40リットルの水を給水袋で毎日持ち帰ってもらうこととなります。

高齢者の方や運転免許証を返納した人の負担軽減策も必要です。

水洗トイレが使えず、お風呂にも入れない状態が約1ヶ月続くのは大変な事態です。

災害発生時に30日程度続く断水が、復旧資材を事前準備しておくことにより3週間短縮され、断水期間が30日から10日程度に短縮できるのであれば、例えば700万円をかけて復旧資材を購入する価値があると考えられます。市長はどうお考えですか？

[市長答弁概要]

鑄鉄管はかなり丈夫なもので、過去に鑄鉄管が壊れたということはない。

九州山口9県の災害時応援協定を結んでおり、又五郎谷からの鑄鉄管に破損があった場合は、現在えびの市で5m分を1本確保しており、宮崎市にも1本、熊本市に3本、鹿児島県には4本、八代市にも数本あると聞いており、近隣自治体との災害応援協定で使えるよう取組んでいるので、早急な対応が可能だと考えている。[終]

（本市、宮崎市、熊本市、鹿児島県で9本、45m分があることが分かりましたが、災害が宮崎市等を含む広範囲で発生し資材の応援を受けられない場合も考えられます。）

近隣市町村との応援協定に基づき、近隣市町村の保有資材を活用させていただくという考え方には私も賛同します。ただ、えびの市で土砂崩れが起き、水道管が破損して断水した場合に備え、一定量の資材はえびの市で備蓄しておくべきだと考えます。

土砂崩れによる水道管の破損が将来起きた場合に、自分たちですぐに復旧に着手出来るよう、例えば30m分だけは確保しますと。しかし、被害が想定より大きい場合は、近隣市町村から応援をいただくというように、まずは自助努力、次が共助だと思います。

最悪ケースが発生した場合に、水道の断水をできるだけ短縮する方法をしっかりと検討し、実行していただきたいと思います。

[市長答弁概要]

えびの市としては、現在の協定を使って復旧資材の早期の確保を考えているが、具体的にどういった形でどう供給をしていくのか、水道課とは検討していきたい。[終]

2 特定空き家等の審議について

「えびの市空き家等対策審議会」の審議状況などについてお尋ね(ここでの記載は省略)した後、**茶屋平バス停近くの廃墟ホテル**についてお尋ねしました。

国道221号線を通って小林市からえびの市に入った左側にある廃墟ホテルは、景観を損ね、えびの市のイメージもよくないので撤去すべきという市民の声があります。

6月定例会での中山議員の一般質問に対する答弁で、**建物本体はしっかりしており、倒壊する危険が差し迫った状態とは言えず、現時点での解体は難しいと回答されました。**

これは、これから数十年、当該ホテルが荒れ果てるのを待ち続けると回答したようなもので、そのような対応は許されるものではなく、**「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に則って撤去に向けた準備を始めるべきだ**と考えられます。

特別措置法の特定空き家等の定義が、**「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。」**とされており、**当該ホテルはこれに該当すると思われ**ます。

当該ホテルは平成4年に閉鎖され、30年以上放置されており、所有者は株式会社だったものが平成14年12月に解散、登記簿が閉鎖され、**事実上の所有者不明の状態**になっているそうです。

当該ホテルを今後、**修復したり利用しようとする主体は現れそうにない**と判断できます。

えびの市空き家等対策審議会条例の第2条で、特定空き家等に**該当するか否かの判断は審議会が行うことと定められています。**今年度の審議会で、当該ホテルが特定空き家等に該当するか否かの判断を、もしくは**検討をしていただきたい**と思いますが、いかがですか。

[市長答弁概要]

このホテルの**所有権は市には無く、管理責任も無い。**市が管理することで管理責任が出てくるという弁護士の見解もあり、市が直接安全対策を講じることはできないと考えている。審議会には、市として、最終的にはこの建物を撤去しようという**方向性を出した時点で**図ろうと思う。**[終]**

特別措置法の第9条に立ち入り調査等という項目があります。

「市町村長は、当該市町村の区域内にある空き家等に関し、この法律の施行のために**必要な調査を行うことができる。**(一部抜粋)」とされています。特定空き家等に該当するか否かの判断や、老朽状況の把握に必要な立ち入り調査等は行うことができると解釈されます。必要に応じ、当該ホテルの立ち入り調査等を来年度予算への計上を検討いただきたいのですが、市長いかがですか。

[市長答弁概要]

市が関与、つまり立入調査するという時点で管理責任が出てくるので、非常にリスクが高いという見解が示されている。当該建物は市が所有する財産ではなく、所有者不明の状況にあり、現時点では**えびの市が予算計上をして、調査するのは大きなリスクがある**と考えている。**[終]**

ホテルの現状は、ガラスがそのまま残っている窓もあれば、ガラス中央部に穴が開き、周りにガラスが残っている窓もあります。ホテル裏側も同様で、ホテル内部には雨風が吹き込んでいる状態です。暴風のときなどは、ホテルの裏側から**吹き込んだ風がホテル正面側のガラスを割って国道側に吹き飛ばす恐れ**もあります。

また、ホテルの外壁は、窓の周りは格子状に線が見えます。これが、8枚のパネルが貼り付けられている状態だとすると、その**パネルが接着剤等の経年劣化で剥がれ落ちることも予想され、30年以内に約80%の確率で起こるとされる南海トラフ地震(震度6)の影響で剥がれ落ちる可能性**もあります。その場合、被害はホテルの敷地内にはとどまらず、道路を走っている車や歩行者に**危険が及ぶ恐れ**もあると思いますが、市長はどうお考えになりますか。

[市長答弁概要]

建物自体よりも、周りの構造物の方が先に老朽化が進んでくると思っている。鉄骨の階段や、窓ガラスなどの方が被害を及ぼす状況になると推察している。ただ、市がそれらの防止や、立ち入り禁止の看板や、防犯カメラ設置など、市が関与することで管理責任が出てくるという**弁護士の見解**があり、そういう**リスクを背負って、市の財政を使うことは市民の皆さん方にご理解**いただけないと判断している。**[終]**

3 大規模風力発電所の建設計画について

電源開発株式会社が伊佐市で開催した、肥薩ウインドファームという風力発電計画の環境影響評価準備書説明会(5月)に参加しました。地元の方が、風力発電の事業が終了するときには、コンクリート基礎を含めて撤去するのか質問され、電源開発さんは、基礎の下に打つ杭を含めて、基礎は全て撤去しますと話されました。

えびの市内で計画されている風車はナセルの高さが地上100m以上のものもあるので、基礎の形にもよりますが、深さ20mになる大きなものも予想されるようで、このような基礎を全て撤去すると、撤去費用は1基当たり数億円かかるだろうと予想されます。

伊佐・えびの・人吉風力発電事業では、えびの市内に20基程度の建設が計画されているようで、仮に1基当たりの撤去費用を2億円とすると、計40億円が撤去に必要な金額となります。

つまり今後20年で40億円を、事業者さんに積み立ててもらわなければならないわけですが、これは法律で担保されているということで間違いはないのかお尋ねしました。

[市民環境課長答弁概要]

撤去費用の積み立てについては2018年7月23日から、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法上の認定基準として、廃棄費用の積み立て計画進捗報告の経済産業大臣への毎年の報告が義務化されています。この運転費用報告に関する法令上の定めは、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号です。[終]

「メガソーラーに侵される阿蘇外輪山」という見出しの記事(長周新聞9月8日付)の紹介です。

熊本県山都町で昨年9月に稼働したJRE山都高森太陽光発電所では、福岡ベイペイドーム17個に相当する約119ヘクタールの土地に、太陽光パネル約20万枚が設置されているそうです。

この記事では、「経産省は昨年七月、太陽光発電の廃棄費用の積み立てを義務化した。しかし、経産省のFIT制度事業計画認定情報を見ると、JRE山都高森の「廃棄費用積立状況」は「報告が提出されていない」になっていた。」と書かれています。

事業者から廃棄費用の積み立て状況の報告書が出されていない。つまり、廃棄費用積み立てが行われていないと推察される状況を、経産省は黙認しているように読み取れるわけで、これでは風力発電の撤去費用の確保が、国の法律で担保されているということに疑問を感じてしまいます。

先ほどの記事には、さらに恐ろしいことが書かれています。抜粋して内容を紹介します。

「JRE山都高森太陽光発電所の土地登記を現地で見ると驚いた。二六年間の地上権設定契約となっていたからだ。地上権設定が二六年だと、地権者はその間、契約を解除することは出来ない。一方、事業者はこの期間、事業の採算が取れなくなったら、他の事業者へ転売することも、事業を譲渡することも、撤退することも可能で、これに地権者が口を出すことは出来ない。そして、多くの場合、地上権設定契約書の中に「倒産隔離」条項が入っている。それによって、たとえば台風がきて太陽光パネルが壊れ修繕費用がかさんで採算が取れなくなった場合、事業者は勝手に撤退でき、撤去費用は地権者や地元自治体に押し付けることが出来る。」

「再エネを作る場合、多くの事業者は合同会社を立ち上げる。山都高森太陽光発電所の場合、三井住友ファイナンス&リースの子会社とJREが共同投資契約を結び、合同会社JRE山都高森をつくっている。各企業はこの合同会社に資本金100万円程度の少額を入れ、そこに銀行からの融資などを呼び込む仕組みを作っている。台風などで事業者が事業から撤退する時、地上権設定契約で「倒産隔離」条項が入っていれば、事業者は「責任財産」、この場合は合同会社に出資した100万円だけを負債にあてると、それ以上の財産を失うことなく計画倒産することが出来る。壊れたメガソーラーはそのまま山の上に残される。」と書かれています。

この記事で紹介されましたように、事業者が撤退した後に、再生可能エネルギーの発電設備が撤去されずに残置されてしまうことのないよう、しっかりと対策を考えていただきたいと思いますが、市長いかがですか。

[市長答弁概要]

具体的な動きにはなっていないが、事業者に現時点で確認したところ、基礎の部分まで撤去を考えており、基礎の撤去費用まで含んだ積み立てを行うと確認している。[終]

「住民が反対署名や学習会 山形県の洋上風力発電建設計画」という見出しの新聞報道があり、「環境アセスが進行中だが、事業者は風車の配置計画図、完成予想図、フォトモンタージュを一切出しておらず、国や県はそれを黙認している。アセスが形骸化している」と書かれています。

私は、伊佐・えびの・人吉の3市にまたがる場所で計画中とされる風力発電事業では、日没時などに、ストロボ効果で不快感を感じる人が多いのではないかと懸念しています。このストロボ効果が発生する恐れがある範囲を、環境影響評価準備書で明示していただきたいと思っています。

風車の配置計画図完成予想図、及び風車が建った場合に真幸地区の代表地点からどのように見えるのかを示すフォトモンタージュを織り込むよう、事業者に要請していただきたいのです。

【市民環境課長答弁概要】

環境影響評価準備書への具体的な記載項目として、設備の配置計画を記載するとされており、添付書類として完成予想図が示されている。また、環境アセスメントの調査、予測および評価の方法について、環境影響評価方法書に示されており、風車の影に関する影響について、風力発電機の高さを踏まえて、等時間日影線を描写した日影図を作成することにより、風車の影の影響を受ける範囲および時間を予測すると示されている。景観に関する影響について、風力発電機の垂直見込角を予測するとともに、フォトモンタージュ法により眺望景観の変化の程度を予測すると示されており、例示された資料は、環境影響評価準備書において示されると考えている。【終】

4 運転寿命延伸について

運転寿命延伸の支援を令和3年の10月に提案させていただきました。

福岡や東京などの都市圏と比較して市内の公共交通が十分ではない本市では、日常生活を守るために、高齢になっても運転を続けたいと思われる人が多いと私は思っています。その一方で、テレビ等で報道されるように、体力や判断力の低下による高齢者の事故が起きています。

そこで運転寿命をどのように延伸するのが課題であると、令和3年に問題提議をしました。

えびの高原ドライビングスクールさんでは、今年からだと思いますが、機能訓練特化型デイサービスセンターを開設されているようで、介護保険サービスを活用することで、10分の1の自己負担で実車トレーニングの他、認知予防トレーニングと体幹トレーニングを受けられるようになっているようです。

これは、介護予防を促進し健康寿命を延ばすという観点で、良いプログラムだと思います。

一方、私の知り合いの高齢の方々は、歳はとっても元気な方が多く、介護保険を利用するための認定を受けることにためらいを感じる方も一定数いらっしゃると思います。

また、昨年5月から75歳以上で一定の違反歴がある方は、運転技能検査を免許更新前に受験することになっています。昨年末にドライビングスクールで聞いた話ですが、運転免許が必要だと話される90代の方が運転技能検査に来られ、免許の継続を強く望まれているけれども、期限が定められており、期限内に合格できそうにないことを残念に思いますというお話でした。

ご自身の生活を守るために運転を継続したい高齢者が、安全に運転を継続できるように、希望する方々が実車トレーニングをリーズナブルな料金で受けられるように、事業者の方々と協議検討をしていただきたいと考えています。

この実写トレーニングを定期的にも受けても運転技能が向上しない場合は、ご本人も納得されて、免許証返納に繋がるだろうと思います。

また、高齢になっても、運転技能はトレーニングで向上するというデータもあります。運転を継続したい高齢者が安全に運転をできるように、実車トレーニングについて、今後協議検討していただきたいと改めてお願いしますが、市長いかがですか。

【市長答弁概要】

この運転トレーニング、これが運転寿命を延ばすということに関しては、事業主の方で事業を進めていただきたいと思っております。介護保険以外で、この運転トレーニングを他の方々にサービスを提供するという中身は、現時点では固まっていらないようです。

ニーズを伝えていくことで、事業者の方々が事業としてしっかり対応していただければ、ある程度の皆さん方は運転寿命が伸びるのではという期待はしています。【終】

9月に議員任期4年の折り返しを迎えました。

令和3年9月に初当選させていただき、今年の9月で2年が経ちました。この2年間、定例会の一般質問を通じ、市政に対して様々な提言を行いました。実現できていないものばかりですが、市民目線で提言をして行くことが大切だと考えています。

ここでは、私が2年間に提言した項目を列記し振り返りたいと思います。

令和3年10月定例会

- 1 事業計画の策定は市役所職員が自らで行うべき。
 - ・数年間にわたる事業計画などは、外注せずに市役所職員が自らで行うべきだと提言。
- 2 手話言語条例に則り手話に触れる機会を増やす取り組みを。
 - ・市役所職員の皆さんの手話検定5級の取得率で日本一をめざしてはどうか。
- 3 川内川の水質が水浴に適しているのであれば、「水がきれい」だと周知の強化を。
 - ・川内川でのカヌーを広めるなど、観光資源としての活用推進を提言。
- 4 美化センターのごみ焼却施設の改修に併せて、バイオマス発電の可能性について検討を。
 - ・畜産業での負担が大きいと思われる糞尿処理の負担を軽減し、畜産業を支援する観点から、ごみ焼却施設の排熱を利用するバイオマス発電の導入検討を提言。
- 5 運転寿命延伸の支援を。
 - ・高齢者の運転技能は改善できる(国立長寿医療研究センターが公表)ので、希望者を対象に、実車の運転トレーニングを含む自動車学校での講習費用の半額補助などの支援を提言。

令和3年12月定例会

- 1 指定管理候補者制度の改善を。
 - ・指定管理候補者選定委員会の合理性・透明性・公平性の向上に向けた検討を提言。
 - ・選定に際し地元企業をやや優遇する制度への改善を提言。
 - ・指定管理者の自主事業での利益の一部を、市に還元するよう改善を提言。
 - ・遠方施設の指定管理の場合は、委託料算定に通勤費を必要経費と認めるよう改善を提言。
- 2 えびの市独自で、ゼロ歳から二歳の保育料無償化を提言。
 - ・非課税世帯の場合は無償になっているものを、住民税課税世帯まで無償化の拡大を提言。
- 3 育児休業制度を利用し親が家にいる場合でも、児童クラブ(学童保育)を継続利用できるよう改善を提言。
- 4 宮崎交通路線バスの「えびの市内無料乗車券」を、小・中・高校生及び運転免許返納者等に配布し、社会活動支援を提言。
- 5 企業誘致(産業団地)の取り組み
 - ・数多くの企業への訪問活動の効率化方策として、東京や大阪に駐在員派遣を提言。
 - ・熊本県に進出するTSMCのパートナーであるソニーグループへの働きかけを提言。

令和4年3月定例会

- 1 地震発生時に地域防災計画で定められている、職員の自主参集に遺漏なきよう。
 - ・自主参集の対象者を明確にし、職員の人たちに定期的に周知するよう提言。
- 2 えびの市業務継続計画で定めた備蓄品等は計画に基づき整備するよう提言。
- 3 介護保険料低減方策について
 - ・えびの市の保険料額推移を見ると、必要保険料額(令和3年8月末)が県内で2番目に高い。
 - ・保険料の低減には、健康な状態の維持・改善につながる取り組みの推進が必要だと提言。
- 4 フットプラザりんどう(えびの高原)の建物の一般競争売払いの事例で、資産を出来るだけ高額で売却するためには、期間が短すぎたのではないかと指摘し、今後は改めるよう提言。
- 5 コロナウイルス感染症対策について
 - ・子どもさんへのワクチン接種は慎重な判断が必要だと思われ、接種する方向での同調圧力がかかることの無いよう配慮するよう提言。

令和4年6月定例会

- 1 令和4年度新規職員の採用について
 - ・新規職員の採用数14人は過年度と比較して多いこと、及び男10人・女4人の比率は男女平等に反していることを指摘し、職員の新規採用は男女同数を基本とするよう提言。
- 2 えびの市企業立地促進条例で定めた、アパート等の賃借料助成金の充実が望まれる。
 - ・産業団地を作る目的の一つに「雇用の確保」があるので、働かれる人たちのアパート等の賃借料補助を5戸相当とする限度の廃止、及び1年でなく複数年に制度を拡充するよう提言。
- 3 えびの京町温泉マラソン大会の中止の連絡が遅かったことを指摘し、次回大会までに迅速に連絡が出来るよう改善し、大会の運営に万全を期すよう提言。
- 4 第6次えびの市総合計画の26の基本施策を達成するために、市民・地域・職場で取り組んでほしい「みんなでできること」を市民の皆さんに周知する方策を確認。
- 5 介護保険料低減のためにも運転寿命延伸に取り組むよう提言。
 - ・免許証を返納し車の運転を止めると、介護状態になるリスクが約8倍高くなる。
 - ・市の施策に「免許証返納」と「制限運転」に加え、「高齢者の安全運転推進」の追加を提言。
 - ・自動車学校等での運転技能トレーニングを高齢者が受けやすくなる取り組みを提言。
- 6 70歳以上の高齢運転者が受講する高齢者講習の予約が2月、3月に取りづらい状況になるようで、講習は免許更新期限の6か月前から受けられることの効果的な案内を提言。

令和4年9月定例会

- 1 「伊佐・えびの・人吉風力発電事業」(仮称)による悪影響が懸念され注意喚起。
 - ・ストロボ効果やシャドウフリッカーによる市民の皆さんの不快感の増。
 - ・超低周波空気振動症候群(脳や胸等に振動が加わり不定愁訴の症状)による健康被害の発生。
 - ・発電所建設・管理用道路としての幅広作業道等開削などによる土砂災害の増加。
 - ・風車ナセル(地上100m前後)火災時の消火が困難なので、自動消火装置の義務付けを提言。
 - ・事業を終了する際の設備撤去が行われず、設備が残置されることを懸念。
- 2 生活保護を受けたい人が「生活保護のしおり」やホームページを見て申請をあきらめることのないように、生活保護について記載内容の改善を提言。
 - ・扶養義務の履行が期待できない扶養義務者には、扶養照会を行わない旨を分かりやすく記載。
- 3 貧しいご家庭の子どもたちの入学時に、6年間使える丈夫なランドセルのプレゼントを提言。

令和4年12月定例会

- 1 9月の台風時に3日間停電したが、1日目などに「送電できない」旨の情報を提供するよう、九州電力送配電に対して停電情報発信の改善を申し入れるよう提言。
- 2 霧島硫黄山が、火山噴火による死亡リスクが高い山の3位とされている。硫黄山噴火の際に、観光客やえびの高原周辺で仕事中の関係者の避難等について検討し、対策を講じるよう提言。
- 3 九州大学地震火山観測研究センターなどが設置した地電流測定機器を活用し、水蒸気噴火の数分前に警報を出して注意喚起できるよう、警報を発するシステム構築を提言。
- 4 ごみ袋を共用(小林市や高原町で実施)にし5種類の袋を買う手間をなくすこと、及び大きさの種類を増やし、市民の利便性を高め経費節減を図るよう提言。
 - ・小林市や高原町では、ごみ袋の大きさが4種類用意されている。
 - ・小林市のごみ袋は税込みで1枚、特大18.2円、大15.1円、中9.4円、小5.8円と安い。
- 5 風力発電など再エネ電源がえびの市に及ぼす影響について
 - ・風力発電の建設予定地は肥薩火山区の溶岩平坦面と推察され、土砂崩れのリスク要因と指摘。
 - ・宮城県の村井知事が、再生可能エネルギーの発電設備を新設する事業者への課税を2024年度から新たに導入することについて、市長の見解を確認。
 - ・大型風車が立ち並ぶ風景は、観光客にとってえびの市の魅力を損なわないかと問題提議。
 - ・再エネ発電設備について、事業者との公害防止協定が必要ではないかと問題提議。

令和5年3月定例会

- 1 えびの～鹿児島間の公共交通手段の確保について
 - ・高速バス「宮崎～鹿児島線」の運行再開へ向けた更なるご努力を要請。
 - ・宮崎～鹿児島間の高速バスの運行が再開するまでの間、えびの～鹿児島空港間のデマンドバス(予約がある時だけ運行)の検討を提言。
 - ・えびの市へのアクセス方法を市のホームページに掲載し、鹿児島空港のホームページからも見られるようにする改善を提言。
- 2 集中豪雨時の避難について
 - ・災害時に取るべき対応を時系列で決めておく防災行動計画であるタイムラインを住民同士で議論して整備することが大切なので、市民への啓蒙を図り防災意識を高める取組みを提言。
- 3 「えびの市出産サポート119」(令和3年12月から導入)について
 - ・消防署への救急搬送要請に不手際の無いよう、救急搬送要請が必要な事態をかかりつけ医が把握した際は、妊婦だけではなく、かかりつけ医からも救急搬送を要請する等の改善を提言。

令和5年6月定例会

- 1 えびの～鹿児島空港間の公共交通手段確保について
 - ・えびの～鹿児島空港間で「予約型の空港乗り合いタクシー」を運行することを提言。
- 2 特許登録された種子の自家採取について
 - ・一般品種に登録品種の花粉が交雑してとれる種は、登録品種とすべての特性が同じにはならないため、登録品種の育成者の権利の侵害には当たらないことを確認。
- 3 えびの市の人口は、2040年代に1万人を下回ると予想されており、将来の市役所の業務の在り方、及び市役所職員の長期的な要員計画及び採用計画を検討すべきと提言。
- 4 本市の障害者雇用が法定雇用率を下回っていたことについて市長の見解を確認。
 - ・6月時点で法定雇用率は充たしているが、来年度以降、法定雇用率が上がるので対策が必要。
- 5 えびの市美化センター長寿命化計画等作成業務委託について
 - ・焼却施設を大規模改修する計画作成業務の公募期間が9日間というのは短すぎると指摘し、今後は公募開始から締め切りまで1か月程度を確保するよう改善を提言。
- 6 子どものスマホ利用について
 - ・東北大学の川島隆太教授が、「今すぐに法律を作って未成年のスマホ使用を禁じなくてはいいけません。」と提案されていることを紹介。
 - ・子ども達のスマホ利用を1時間以内にした方がよいことを、子ども達自身と保護者の方々にお知らせし、スマホの利用時間抑制についてこれまで以上の働きかけを提言。

10月臨時会(10月3日)

議員任期の折り返しを迎え、委員会の編成替え等がありました。

議長は竹中雪宏議員、副議長に松窪ミツエ議員、議会選出監査委員に小宮寧子議員。

私はこれまで通り、総務教育常任委員会、議会運営委員会、議会報告公聴特別委員会に所属させていただきます。よろしくお願いたします。

あべつみ後援会

(会長 池嶋 幸)

〒889-4152

えびの市大字島内1172番地15

あべつみ(阿部哲己)

電話(FAX) 0984-48-0044

ホームページ <http://www.abetetsumi.com>

フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/abekouenkai/>

(フェイスブックを利用されていない方もご覧出来ます)

ホームページ



フェイスブックページ



ホームページでは、これまでのパンフレットがご覧いただけます。
フェイスブックページは、フェイスブックを利用されていない人もご覧いただけます。